

改正後（案）

（許可証等の再交付の申請等）

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者、法第二十条の二第一項の登録を受けた者または法第九条の二の四第一項、法第十二条の七第一項および法第十五条の三の三第一項の規定により認定を受けた者（以下これらを「許可等を受けた者」という。）は、それぞれ交付された許可証、登録証明書または認定証（以下「許可証等」という。）を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書（様式第二十一号）に当該許可証等を添えて（許可証等を失ったときを除く。）、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等（第四号の場合にあつては、発見した許可証等）を知事に返納（事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納）しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可（以下この号において「許可」という。）、法第二十条の二第一項の登録ならびに法第九条の二の四第一項、法第十二条の七第一項および法第十五条の三の三第一項の認定（以下この号において「認定」という。）を取り消されたときまたは許可および認定が失効したとき。

二 許可、登録または認定に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。  
三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。  
四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

現行

（許可証等の再交付の申請等）

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者、法第二十条の二第一項の登録を受けた者または法第九条の二の四第一項および法第十五条の三の三第一項の規定により認定を受けた者（以下これらを「許可等を受けた者」という。）は、それぞれ交付された許可証、登録証明書または認定証（以下「許可証等」という。）を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書（様式第二十一号）に当該許可証等を添えて（許可証等を失ったときを除く。）、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等（第四号の場合にあつては、発見した許可証等）を知事に返納（事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納）しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可（以下この号において「許可」という。）、法第二十条の二第一項の登録ならびに法第九条の二の四第一項および法第十五条の三の三第一項の認定（以下この号において「認定」という。）を取り消されたときまたは許可および認定が失効したとき。

二 許可、登録または認定に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。  
三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。  
四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

別表第一（第十八条関係）

提出書類	經由機関
(略)	主たる事業場の所在地を所管する保健所長
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第二号の十）	
四）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書（省令様式第五号の二）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書（省令様式第五号の四）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更（廃止）届出書（省令様式第五号の五）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書（省令様式第五号の七）	
産業廃棄物処分業許可申請書（省令様式第八号）	
(略)	
特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第十七号） （特別管理産業廃棄物処分業に限る。）	
有害使用済機器保管等届出書（省令様式第三十五号の二）	
有害使用済機器保管等変更届出書（省令様式第三十五号の三）	
有害使用済機器保管等廃止届出書（省令様式第三十五号の四）	
産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）に係る欠格要件該当届出書（様式第十三号の二）（産業廃棄物収集処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者に係るものに限る。）	
(略)	
(略)	
施設の所在地を所管する保健所長	

別表第二（第十八条関係）

別表第一（第十八条関係）

提出書類	經由機関
(略)	主たる事業場の所在地を所管する保健所長
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第二号の十）	
四）	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
産業廃棄物処分業許可申請書（省令様式第八号）	
(略)	
特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第十七号） （特別管理産業廃棄物処分業に限る。）	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）に係る欠格要件該当届出書（様式第十三号の二）（産業廃棄物収集処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者に係るものに限る。）	
(略)	
(略)	
施設の所在地を所管する保健所長	

別表第二（第十八条関係）

提出書類		提出先	
(略)	事業場の所在地	事業場の所在地	事業場の所在地
措置内容等報告書(省令様式第四号)	を所管する保健	を所管する保健	を所管する保健
措置内容等報告書(省令様式第五号)	所長	所長	所長
(略)	主たる事業場の	主たる事業場の	主たる事業場の
	所在地(主たる	所在地(主たる	所在地(主たる
	事業場の所在地	事業場の所在地	事業場の所在地
	が県外にある場	が県外にある場	が県外にある場
	合にあっては主	合にあっては主	合にあっては主
	たる営業区域)	たる営業区域)	たる営業区域)
	を所管する保健	を所管する保健	を所管する保健
	所長	所長	所長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、  
、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

提出書類		提出先	
(略)	事業場の所在地	事業場の所在地	事業場の所在地
措置内容等報告書(省令様式第四号)	を所管する保健	を所管する保健	を所管する保健
(新設)	所長	所長	所長
(略)	主たる事業場の	主たる事業場の	主たる事業場の
	所在地(主たる	所在地(主たる	所在地(主たる
	事業場の所在地	事業場の所在地	事業場の所在地
	が県外にある場	が県外にある場	が県外にある場
	合にあっては主	合にあっては主	合にあっては主
	たる営業区域)	たる営業区域)	たる営業区域)
	を所管する保健	を所管する保健	を所管する保健
	所長	所長	所長